様式第6号(第15条関係)

第　　　　　号

年　　月　　日

　　　　　　　　　様

身延町長

田舎暮らし体験施設利用許可取消等通知書

　田舎暮らし体験施設の利用について、次のとおり利用許可の取消しを決定したので、身延町田舎暮らし体験施設条例施行規則第15条の規定により通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| 施設名称 |  |
| 契約解除日 |  |
| 理由 |  |

（教示）

この決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に身延町長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。

　また、この決定があったことを知った日(身延町長に対して審査請求をした場合には、当該審査請求に対する身延町長の裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、身延町長を被告として(訴訟において身延町を代表する者は、身延町長となります。)、甲府地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。